

参考資料

- 1 用語の解説
- 2 道民意識調査結果について
- 3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 4 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針
- 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

用語の解説

■北海道立女性相談援助センター

困難な問題を抱える女性に係る相談、一時保護及び自立支援等を行う北海道が設置する施設。(令和6年4月1日より、「北海道立女性相談支援センター」に名称変更。)

■女性相談支援センター(旧:婦人相談所)

女性の立場に立った相談、一時保護、自立して生活するための関連制度に関する情報提供などを行う施設。北海道では、道立女性相談援助センターがこの機能を担う。(困難女性支援法第9条)

■女性相談支援員(旧:婦人相談員)

困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う者。令和6年3月現在、道立女性相談援助センター及び12市(札幌、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、夕張、網走、苫小牧、千歳)に設置されている。(困難女性支援法第11条)

■女性自立支援施設(旧:婦人保護施設)

困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所させて保護を行うとともに、医学的・心理的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う施設。(困難女性支援法第12条)

■一時保護

困難な問題を抱える女性又は、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の生命または心身の安全を確保するため、都道府県が設置する女性相談支援センターが適切な施設において緊急的に保護を行うこと。(DV防止法第3条第3項第3号、困難女性支援法第9条3項2号、同条6項)

■自立支援

困難な問題を抱える女性の心身の回復を図り、個々の状況に合った暮らしを実現するために、都道府県が設置する女性自立支援施設や地域において、支援対象者の状況や希望、意思に応じて、医学的又は心理学的支援のほか、生活支援や就労支援などを行うこと。

■民間シェルター

民間団体によって運営されている、暴力を受けた被害者等が緊急一時的に避難できる施設。本計画においては、配偶者暴力防止法第3条第4項の規定又は困難女性支援法第9条第7項に基づき厚生労働省が定める基準を満たし、道が委託する一時保護を行う者をいう。

■支援調整会議

困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、都道府県、市町村、女性相談支援センター、児童相談所、民間団体等の関係機関により構成する会議。関係機関の情報共有や、支援の内容に関する協議を行う。(困難女性支援法第15条)

■配偶者暴力相談支援センター

DV被害者からの相談対応及び必要な支援を行う。道内では、道立女性相談援助センターをはじめ、道庁保健福祉部子ども家庭支援課及び各(総合)振興局社会福祉課に設置しているほか、4市(札幌市、函館市、旭川市、苫小牧市)にも設置されている。(配偶者暴力防止法第3条)

■性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH さくらこ)

性暴力被害にあった方の専門の相談窓口で、北海道と札幌市が共同で開設している。被害直後からワンストップで医療支援、心理的支援、捜査関連支援、法的支援など総合的な支援を提供している。〔「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引(令和4年3月内閣府発行)」〕

■にんしんSOSほっかいどうサポートセンター

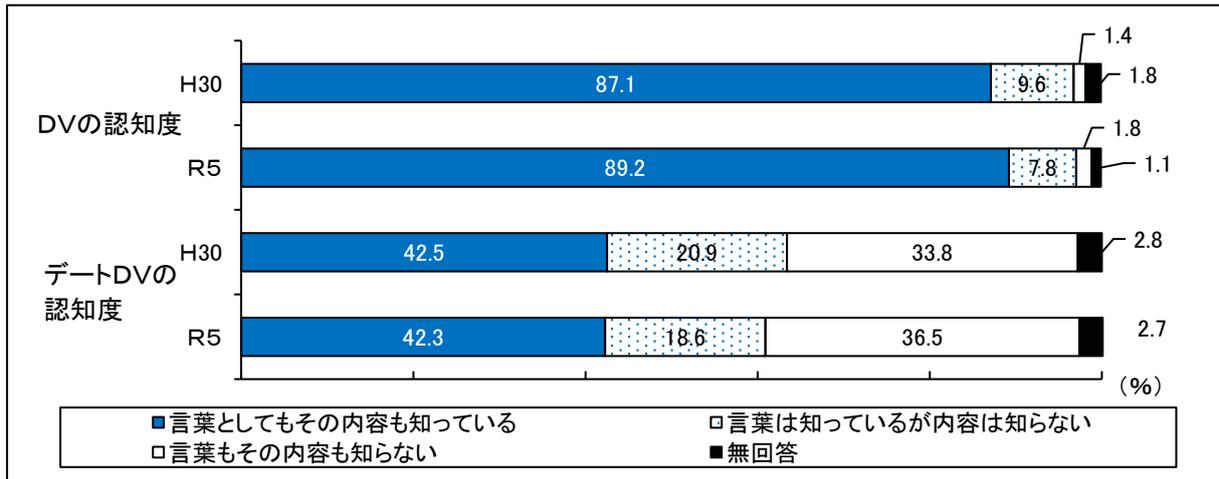
思いがけない妊娠などに関する相談窓口。北海道が民間団体に委託して運営している。

道民意識調査結果について

配偶者や交際相手からの暴力について、言葉の認知度や暴力行為に対する認識、被害経験などについて、令和5年度道民意識調査において、アンケート調査を行いました。

1 配偶者や交際相手からの暴力について

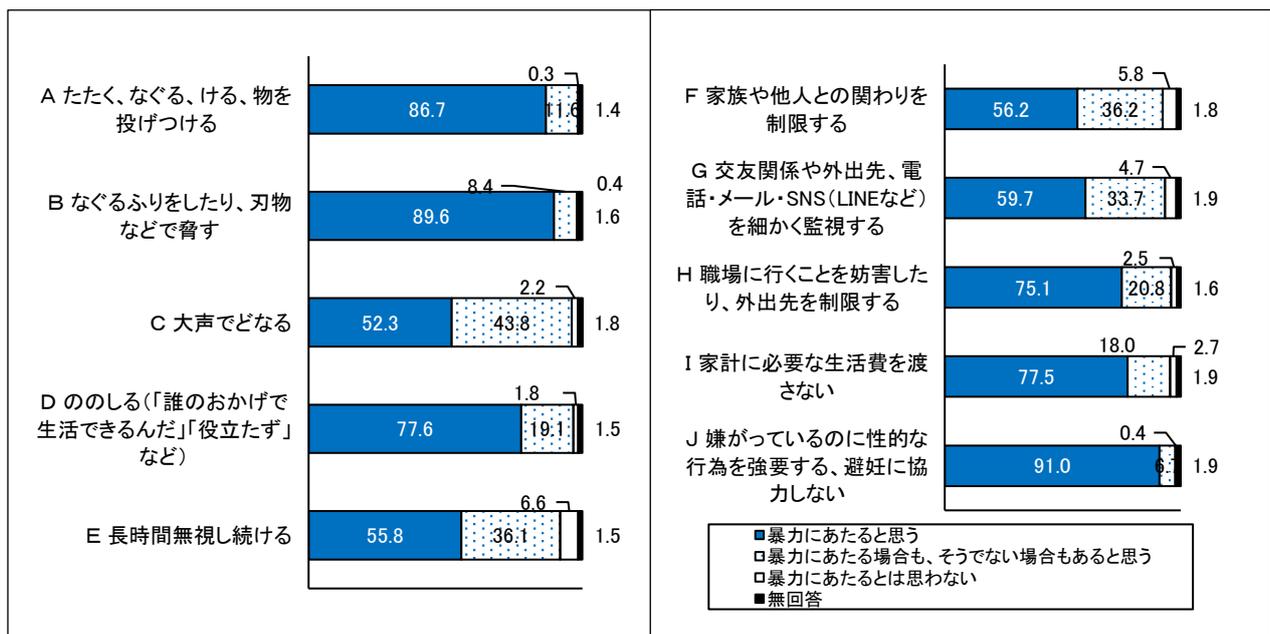
DV（ドメスティック・バイオレンス）という言葉の認知度について、「言葉も、その内容も知っている」と回答した割合は約9割だった一方で、デートDVという言葉については、4割近くが「言葉もその内容も知らない」と回答しています。



DV：配偶者や元配偶者、事実婚の関係にあるパートナーからふるわれる暴力
 デートDV：交際相手からふるわれる暴力

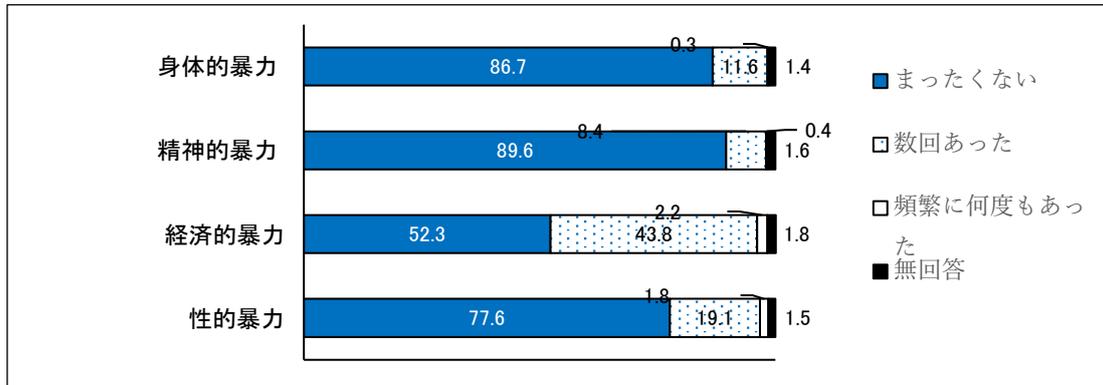
2 暴力行為の認識について

身体に対する暴力にあたる行為は、約9割が「暴力にあたる」と回答した一方、精神的暴力にあたる行為は約5～6割が「暴力にあたる」、約3～4割が「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」と回答しました。



3 暴力被害の経験について

暴力の内容別による被害経験については、「数回あった」と「頻繁に何度もあった」を合わせると、身体的暴力は14.0%、精神的暴力は22.2%、経済的暴力は9.2%、性的暴力は7.1%という結果となっています。



身体的暴力：たたく、なぐる、ける、物を投げつける、なぐるふりをする、刃物などでおどす、飲食・睡眠・服薬を制限させるなどの身体に対する暴行

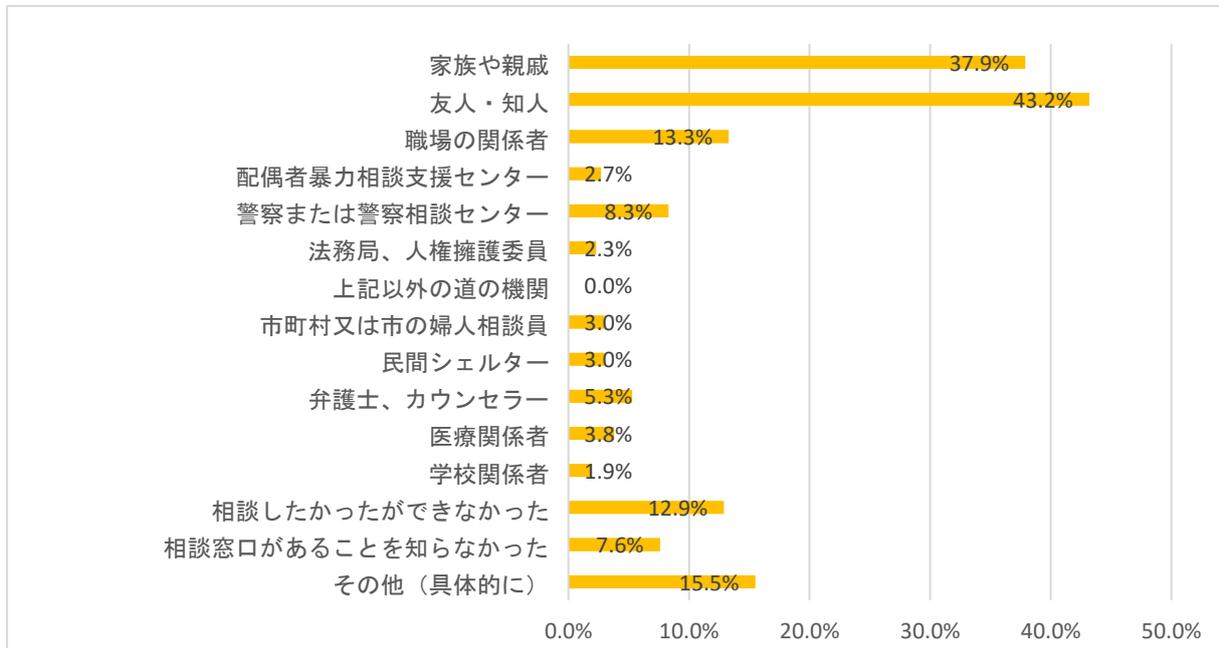
精神的暴力：大声でどなる、ののしる、バカにしたり傷つく言葉を言う、長時間無視し続ける、家族や他人との関わりを制限する、交友関係や外出先・電話・メール・SNS（LINE など）を細かく監視する、外出先を制限するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫などの行為

経済的暴力：家計に必要なお金を渡さない、給料や貯金を勝手に使う、働くことを妨害する、貸したお金を返さない、デート費用をいつも払わせるなどの行為

性的暴力：嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないアダルト映像等を見せるなどの行為

4 暴力被害の相談状況について

自身または知人に被害経験がある人の相談先については、友人・知人や家族・親戚などが多くなっていますが、約2割は、「相談したかったができなかった」または「相談窓口があることを知らなかった」と回答しており、どこにも相談していない状況がうかがわれます。



【相談先】

- ・家族や親戚
- ・友人・知人
- ・職場の関係者(上司、同僚など)
- ・配偶者暴力相談支援センター(道立女性援助センター等)
- ・警察または警察相談センター
- ・法務局・地方法務局、人権擁護委員
- ・上記以外の道の機関
- ・市町村又は市の婦人相談員
- ・民間シェルター
- ・弁護士、弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関
- ・医療関係者(医師、保健師、看護師など)
- ・学校関係者(教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど)

5 まとめ

今回の調査結果から、DVという言葉や、様々な形態の暴力に対する認識は高まっていますが、若い世代に多いデートDVについては認知度がまだ低い状況にあることがわかりました。

この結果を踏まえて、配偶者や交際相手からの暴力が重大な人権侵害であるという意識が一層広まるよう、引き続き、効果的な普及啓発の取組を進めていくとともに、暴力被害にあった際の相談窓口についても、周知を図っていく必要があります。